

志布志港農林水産物・食品輸出促進協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、志布志港農林水産物・食品輸出促進協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、志布志港における農林水産物・食品の輸出促進に向け、関係者により必要な協議を行い、もって志布志港の発展及び振興を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

2 構成員の追加等は、事務局が決定する。

(協議会)

第4条 協議会は、事務局が必要に応じて招集する。

2 協議会は、事務局が議事の進行を行う。

3 事務局が必要と認めたときは、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。

(情報公開)

第5条 協議会は、構成員の自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。

(秘密保持)

第6条 構成員等及び第4条第3項の規定に基づき出席する者は、協議会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、鹿児島県土木部港湾空港課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

附 則 この規約は、令和4年10月25日から施行する。

(別表)

志布志港農林水産物・食品輸出促進協議会 構成員

区 分	所 属
企業・団体	鹿児島海陸運送株式会社 志布志営業所
	株式会社 上組 志布志支店
	東洋埠頭株式会社 志布志支店
	日本通運株式会社 志布志支店
	株式会社 山下回漕店
	有限会社 司商事
	J A 鹿児島県経済連 企画開発部
	一般社団法人 志布志市観光特産品協会
	公益社団法人 鹿児島県貿易協会
国	国土交通省 九州地方整備局 志布志港湾事務所
	農林水産省 九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 鹿屋駐在所
県	鹿児島県 商工労働水産部 販路拡大・輸出促進課
	鹿児島県 農政部 農政課 かごしまの食輸出戦略室
	大隅地域振興局 農林水産部
	大隅地域振興局 建設部 河川港湾課 志布志市駐在
市	志布志市 港湾商工課
	鹿屋市 農林商工部 産業振興課
事務局	鹿児島県 土木部 港湾空港課